

<報道発表資料>

令和4年11月22日

カテゴリー：県政一般

代執行による高濃度PCB廃棄物の搬出と処分を行います。

県は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、代執行を実施します。

1 事案の概要

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、人体に有害であるため、法第10条に基づき、保管事業者（PCB含有機器の使用者）による期間内の処分が義務付けられています。

しかし、不法投棄等で保管事業者が確知できないなどの理由により、処分期限までに処分を終了しなかった高濃度PCB廃棄物については、法第13条、環境省作成「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、知事があらかじめ処分等の措置を講ずるよう公告した上で、自ら処分等の措置（代執行）を講ずることとなっています。

このたび、上記の条件に該当する高濃度PCB廃棄物について公告を行いました。その措置の期限である令和4年8月17日を過ぎても措置が履行されませんでした。このため、行政代執行による処分を実施するものです。

2 代執行の概要

(1) 対象案件

| | 案件名 | PCB廃棄物の種類 | 保管場所 |
|---|------------|------------------|---|
| 1 | 東松山市大字東平地内 | 高濃度PCB含有コンデンサー1台 | 埼玉県東松山市六軒町5番1 (東松山環境管理事務所) |
| 2 | 上尾市大字原市地内 | 高濃度PCB含有コンデンサー1台 | 埼玉県上尾市大字原市字拾四番 耕地2969番6 |
| 3 | 春日部市飯沼地内 | 高濃度PCB含有コンデンサー1台 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地五丁目 654番1 (東部環境管理事務所) |

(2) 代執行を行う日時（予定）

令和4年11月29日（火）（雨天決行（悪天候時延期））

ア 東松山市大字東平地内

9：00 ～ 9：30

イ 上尾市大字原市地内

11：00 ～ 11：30

ウ 春日部市飯沼地内

13：00 ～ 13：30

(3) 代執行の内容

保管場所から処理施設までPCB廃棄物を収集運搬し、処分を行う。

(4) 執行責任者

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二

埼玉県環境部産業廃棄物指導課副課長 小林 優

埼玉県環境部産業廃棄物指導課主幹 佐藤 政和

(5) 委託先

ア 処分

事業者名：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

（東京都港区芝1-7-17 住友不動産ビル3号館4階）

処理施設：中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京PCB処理事業所

（東京都江東区海の森2-2-66）

イ 収集運搬

事業者名：日本通運株式会社 埼玉支店

（埼玉県さいたま市中央区下落合1079-1）

(6) 代執行に要する費用額

2,913,000円（費用の助成措置あり）

3 代執行の根拠

法第13条第1項第2号

4 参考（別紙）

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抜粋）

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（抜粋）

(3) 埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（抜粋）

(別紙)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抜粋）

(代執行)

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。
- 三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（抜粋）

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じ、処理が滞っている事案が存在する。こうした事案に対しては、計画的処理完了期限を達成するため 必要な場合には、都道府県市は、特別措置法第 13 条の規定に基づき行政代執行を行うこととする。

埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（抜粋）

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度 P C B 廃棄物を期限内に処分することが困難となった事案については、計画的処理完了期限を確実に達成するため、必要な場合には特別措置法第 1 3 条の規定に基づき行政代執行を行う。